

期 末 1 ヶ 月 前 チェックリスト

損金にできるものを漏らさない

顧問先		決算期	
資本金・従業員数		着地見込み（税引前利益）	

要件を1つでも外すと当期の損金にならない項目（根拠の条番号まで確認する）

対策	適用の可否を分ける要件	根拠	残すべき証拠書類	確認	担当	確認日	備考
決算賞与	支給額を各人別に、かつ同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること	No.5350	各人別の通知書、受領の記録				
決算賞与	通知した金額を、通知日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に全員へ支払っていること	No.5350	振込記録、給与台帳				
決算賞与	その支給額につき、通知日の属する事業年度において損金経理をしていること	No.5350	未払賞与の仕訳				
決算賞与	賞与規程に支給日に籍要件がないか（ある場合の通知は「通知」に該当しない）	No.5350	賞与規程の写し				
少額減価償却資産	取得価額基準・対象法人を「取得等をする日」で判定しているか（事業年度単位ではない）	改正の概要	固定資産台帳（取得日で並べ替え）				
少額減価償却資産	令和8年3月31日までの取得は30万円未満・従業員500人超が対象外、令和8年4月1日以後の取得は40万円未満・従業員400人超が対象外	改正の概要	納品書・検収書（取得日の証拠）				
少額減価償却資産	合計額の年300万円の上限を管理しているか	改正の概要	適用資産の一覧				
設備投資の制度	中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制の取得価額要件を確認したか	税制改正の大綱	見積書、取得予定日				
短期前払費用	支払日から1年以内に提供を受ける役務に係る前払費用を、支払日の属する事業年度の損金に継続して算入しているか	基通2-2-14	契約書、支払記録、前期の処理				
短期前払費用	収益と対応させる必要があるもの（借入金を預金等に運用する場合の支払利子など）に適用していないか	基通2-2-14	借入契約書、資金の流れ				
消耗品	期末時点で未検収・未使用の消耗品を損金にしていないか	期末の実地確認	検収書、使用実績				
交際費	1人当たり10,000円以下の飲食費を交際費等から除くために、所定の書類を保存しているか	No.5265	参加者・人数を記載した書類				

少額減価償却資産の特例は「取得等をする日」で取得価額基準と対象法人を判定するため、9月決算・12月決算の顧問先は同一事業年度内に2つの基準が混在します。固定資産台帳を取得日で並べ替えて仕分けてください。金額基準と適用期限は一次ソース同士が食い違うことがあるため、参照した資料と更新日まで確認します。